

仕様書

項 目	内 容
1 車両の規格	(1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について（平成 21 年 6 月 30 日付け第 46 号東北運輸局長公示）」別表 1 で定める普通車 (2) 社名灯・社名無し (3) セダンタイプ (4) 自動車損害賠償責任保険及び対人無制限かつ対物補償額 1,000 万円以上の任意保険に加入していること。
2 運転手	ゴールド免許証を所持するもの
3 運行連絡	(1) 翌週運行予定分 病院事業管理者（以下「発注者」という）は、翌週の運行予定を発注者の定める別紙運行予定表により前週末午後 5 時まで、受託者（以下「受注者」という）に提出する。 (2) 随時運行分 発注者は、受注者に前日午後 5 時までに運行予定表を提出する。 但し、当日予約であっても受注者は運行確保に努める。 また、受注者は、運行予定の提出を受けた場合は、速やかに確認のうえ発注者に報告するものとする。
4 運行内容及び 運行予定数量	(1) 発注者の提出する運行予定表のとおり (2) 年間運行予定数量 190 時間
5 運行報告	受注者は、1 か月分の運行実績を別紙運行報告書に記入し、翌月 10 日まで発注者に報告するものとする。
6 その他	(1) 借上車両の運行に伴い、宿泊を必要とする場合の宿泊料、高速道路及び駐車場を利用する場合等の経費は実費とし、発注者の負担とする。 (2) 運行時間の合間に待機時間が生じた場合は、その時間を運行時間に含めるものとする。 (3) 運行時間は、運行毎に 30 分以下の場合は 0.5 時間、31 分超の場合は 1 時間とする。 (4) 発注者は、従事者について、業務実施上支障があると認められるときは、その従事者の変更を求めることができる。 (5) 受注者は、道路交通法その他の法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。 (6) 受注者は、この業務に関して交通事故が発生したときは、直ちにその状況を発注者へ報告し、速やかに事故等の処理をしなければならない。 また、受注者は、自動車保険の対象範囲内の事故等については、受注者の責任で処理し、かつ、これに伴う一切の費用を受注者が負担する。 (7) 公用車内は禁煙とする。

運 行 予 定 表 (令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日)

(県 立 病 院 課)

(月)	行 き 先	配 車		帰 庁 予定時間	備 考
		場 所	時 間		
(月)					
(火)					
(水)					
(木)					
(金)					
(土)					
(日)					

